

令和5年第2回 安芸太田町教育委員会議録

| | | | |
|----------------|---|---|------|
| 招 集 年 月 日 | 令和5年2月15日（水） | | |
| 招 集 場 所 | 川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室 | | |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会 | 令和5年2月15日（水）午前9時28分 | |
| | 閉 会 | 令和5年2月15日（水）午前11時00分 | |
| 出席・欠席委員 | 出席委員 | 二見吉康・清胤祐子・池野博文・小田純子 | |
| | 欠席委員 | 河本千絵 | |
| 職務により会議に出席した者 | 教育次長 | 園田哲也 | |
| | 教育課長 | 瀬川善博 | |
| | 主幹 | 清水裕之 | |
| | 主幹 | 免田久美子 | |
| | 主幹 | 山本康美 | |
| | 課長補佐 | 江川一康 | |
| 会議に付した事件及び採決結果 | 議案第2号 | 安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| | 議案第3号 | 安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| | 議案第4号 | 安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| | 議案第5号 | 安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正について | 原案可決 |
| | 議案第6号 | 安芸太田町立学校職員服務規程の一部改正について | 原案可決 |
| 報告協議事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年安芸太田町議会第2回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について 2 服務規律の厳正確保について 3 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について | | |

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時28分開会)

教育長)

今日の出席は4名ということでございまして、定員数に達しておりますので、これから令和5年第2回安芸太田町教育委員会会議を開きたいと思っております。今日の議題はお手元のとおりでございます。議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回したいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

清胤委員)

報告協議1 令和5年安芸太田町議会第2回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については、成案となる前の内部検討についての報告を受けるものでありますから、審議は非公開が適当でないかと思っております。

教育長)

他にご意見ございませんか。

(意見なし)

教育長)

それでは、ただいまの清胤委員の発議について採決いたします。報告協議1 令和5年安芸太田町議会定例会第2回定例会に提案する議案に対する意見の聴取については、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、本日の議題は報告協議1を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 1月～3月の学校等の状況

①新しい学びプロ全国大会 (1月20日～21日京都市西院小学校)

②全国町村教育長会常任理事会 (2月2日～3日) 東京

③中学2年生・立志式 (2月4日) 川森センター

④新しい学びプロ・報告会・連絡協議会 (2月4日～5日) 東京

⑤文部科学省委託業務：実証研究に係る現地調査 (2月9日)

⑥第4回教育懇話会 (2月10日) 役場 18:00～

⑦【予定】第3回学校運営協議会の実施 (2/24、2/27、2/28、3/1、3/2) 小・中学校

⑧【予定】3月定例町議会 (3月3日～17日)

⑨【予定】中学校卒業証書授与式 (3月11日)

- ⑩【予定】 小学校卒業証書授与式（3月17日）
- ⑪【予定】 保育所・認定こども園卒園式（3月18日）
- ⑫【予定】 小中学校終業式・離任式（3月24日）
- ⑬【予定】 令和4年度県費負担教職員退職辞令交付式（3月31日）

2 令和4年度新しい学びプロジェクト報告会・連絡協議会（2月4日～5日）東京【再掲】
会場：聖心女子大学（渋谷区広尾）

- ① 学校参加者：対面12名、オンライン6名
- ② 事務局参加：対面3名

パネルディスカッション①「学びの想定と見とりを軸にした授業研究」

<報告>和歌山県有田川町教育委員会町立金屋中学校 教諭 上道 賢太
／町立藤並小学校 教諭 中 雄紀

<報告>京都市立学校新しい学びプロジェクト研究協議会
市立西院小学校 副教頭 吉川 武宏／教諭 多々良 晋佑
文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）安彦 広斉
山形大学 准教授 森田 智幸

<司会>教育環境デザイン研究所 主任研究員 飯窪 真也

パネルディスカッション②「学びの想定と見とりを支える先端技術」

<報告>福岡県飯塚市教育委員会私立立岩小学校 校長 末永 喜美子

<報告>広島県安芸太田町教育委員会 主幹 免田 久美子

埼玉県久喜市教育委員会 主幹兼室長 山本 純

鳴門教育大学 教授 藤村 裕一

内田洋行教育総合研究所 主任研究員 平野 智紀

共立女子大学 講師／教育環境デザイン研究所 研究員 齊藤 萌木

<司会>国立教育政策研究所初等中等教育研究部 総括研究官／教育環境デザイン研究所 理事 白水 始

3 服務規律の徹底について

- ・セクハラ・わいせつ・飲酒運転等の未然防止
- ・交通違反や交通事故の未然防止

教育長)

私の方からは以上でございますが、何かご質問等ございますか。

(意見なし)

日程第3 議事

教育長)

それでは、議案第2号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田教育次長)

(安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども、何かご質問ございませんか。

池野委員)

保育所の安全の関係ですが、保育士の配置基準があると思いますけれども、定員に対して何人の保育士を配置しないといけないというようなことです。保育士の確保を非常に苦労されていると思いますが、定員の配置基準が変わっていないことについて、安全が確保できるのか、また、保育ができるのかという見方もあるだろうと思いますので、見解がありましたらお願いします。

園田教育次長)

保育士の配置基準というのは、国の基準で決まっております、0歳児で言うと3対1、1歳児2歳児は6対1、3歳児で20対1、4歳児5歳児で30対1という配置基準がございます。今回、国や報道等におきましても、もっと配置基準を増やした方がいいのではないかという声がありますが、昨今の保育士不足に伴って、配置基準を見直したところで、実際配置が難しいというような状況があり、なかなか見直しがされていないところです。ただ、3歳以上児につきましては、数年前から、15対1の配置基準をすると、それに伴う人員配置における国の負担金等を増やすというような方策をとっておりますが、安芸太田町においては、国からの金額が増えるというわけではないのですが、基本的には、今の定員からいうと30対1という保育をしているところはございません。多いところでも15対1くらいのところで4歳児5歳児も行っています。基本的には補助的な保育士を入れながら対応しているので、大きく基準を超えたところで、町では保育をしています。現在、保育士の新規募集をしておりますが、一次試験を受かって、採用に至った者はいないというところで、大変、町内においても苦労しているところでございます。新たな人材確保、これは、一つは民間の保育士不足というところから保育士の初任給をかなり大きく上げたところが影響していることもあるんじゃないかと思います。実際的には、長く勤めていただければ、町の保育士の方が待遇が良くなるようなことがありますけど、民間の初任給改善等がある程度はこちらの人材不足というところに影響しているところもあると思いますので、今後、人事担当とも話をしながら適正な人員の確保に努めてまいりたいと思っております。

教育長)

第7条の3のところで、いわゆる送迎のバスですよね。これは、本町の場合には、新たにそういう設備等をしなければならないということですか。

園田教育次長)

園児の送迎に使う送迎バスにブザーがついたようなものが必要だということがありますが、現在、安芸太田町において保有している送迎専用のバスはありませんので、直ちにこれをしなければならないというものはありません。基本的には、民間の一部、町内の送迎となっております。今年度は行われておらず、行う可能性があるものがありますが、基本的には民間のバスですので、そこに対しての義務付けというのはありません。今後、町の保有している、例えば戸河内のバスにつけることは、考えていく必要があるのかもわかりませんが、今後検討したいと思っております。

教育長)

他にご意見等ございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第2号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

教育長)

全員賛成です。よって議案第2号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第3号安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田教育次長)

(安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第3号安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

教育長)

全員賛成です。よって議案第3号安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第4号安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田教育次長)

(安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)

教育長)

何かご質問等ございますか。

池野委員)

送迎バスの問題がありました、その関係でできたものなんですか。

園田教育次長)

議案第2号につきましても、今回のこの議案第5号の条例の改正につきましても、昨年の保育所の園児の車の閉じ込め等に伴って安全計画をしっかりと立てなさいと、保育所等の車においてや、そういうような安全確保ができるような装置をつけるようにというところがございます。

小田委員)

放課後児童クラブの職員数は足りているんでしょうか。

園田教育次長)

放課後児童クラブは現在、筒賀と加計にあります。40人に対して、2人以上の支援員をつけないといけないということになっており、支援員のうち一人は資格を持った者が必要だということもございますけど、人数的には現状足りているということで、2人だと難しいところもありますので、4、5人の職員が交代で見えています。また、放課後子ども教室は戸河内と修道にあります、これについては、こういう基準ではないですが、指導員等については同様な対応をしているところです。

教育長)

他にご質問はありませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第4号安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。よって議案第5号安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第5号安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田教育次長)

(安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正について説明)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第5号安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。よって議案第5号安芸太田町教育委員会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第6号安芸太田町立学校職員服務規程の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

江川課長補佐)

(安芸太田町立学校職員服務規程の一部改正について説明)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。議案第6号安芸太田町立学校職員服務規程の一部改正について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。よって議案第6号安芸太田町立学校職員服務規程の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 報告・協議

教育長)

続いて、報告協議2 服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(服務規律の厳正確保について説明)

教育長)

説明は以上でございますが、何かご意見ご質問ありますか。

清胤委員)

毎回会議のたびに必ずこういう議案をご報告いただいています、そのたびに、子どもに対して、人権を尊重していかないといけないと思います。

コロナが続いて、余計にこういうことが増えているような体感というか感覚があって、やはりそれは自身の中に芽生えるいろんな思いを共有できないというか、お酒を飲むとか、忘年会とかそういうものがなくなったから、そういう問題ではないんですけど、今回から卒業式もマスクなしのところもあり、マスクで隠すというのは、自分の心も隠すみたいな3年間だったと思うんです。卒業式にマスクを外すことで自分の心も解放して、良い人悪い人決めつけられないとか、そのときになっていい人になったり悪い人になったりすると思うんですけど、そういうことを、もっとコミュニケーションを取れる場が持てたらいいんじゃないかなと思います。教頭先生はよく話に出るような気がします。それぞれが心を開く期間というものを学校でも持たれることを提案いたします。

教育長)

2011年の2月28日に修道小学校の教頭先生の、よく似た事案として不祥事が発生しました。今言われたように、教頭という、いわゆる中間の管理職という中で、非常に多忙であり、教育委員会として先生方の心の状況を、陰の努力などを見ていく必要があるかなと思います。制度的にもなにか考えていただきたいなと思います。町だけの問題ではなく、全国こういう状況の方がたくさんいらっしゃるのでは、本当に残念です。

他によろしいでしょうか。

(意見なし)

教育長)

報告協議3研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について説明)

教育長)

説明は以上ですが、何かご質問、あるいはご意見ございますか。

(意見なし)

教育長)

いわゆる県や国の指定研修が県教委が履歴として持っているデータだと思うんです。それまで、自主的、自発的、主体的な研修である校内研修であるとか、それぞれの市や町が行う研修、そういうようなものがどのように評価されるのかなど、まだ情報提供は来ていないんですけど、どうでしょうか。

清水主幹)

こちらについては、まだ情報は入っておりません。それから、その履歴についても再来年以降は国のシステムに則って、新しい履歴のパターンが提供されるということなので、これは流動的なところがあります。

教育長)

それでは以上で、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励についてを終わります。

(非公開により審議)

報告協議1 令和5年安芸太田町議会第2回定例会に提案する議案に対する意見の聴取について

教育長)

それでは、今日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

では次回の教育委員会会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会会議の日程調整)

以上で令和5年第2回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前11時 閉会)